

障害者福祉における 就労支援施策について

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課

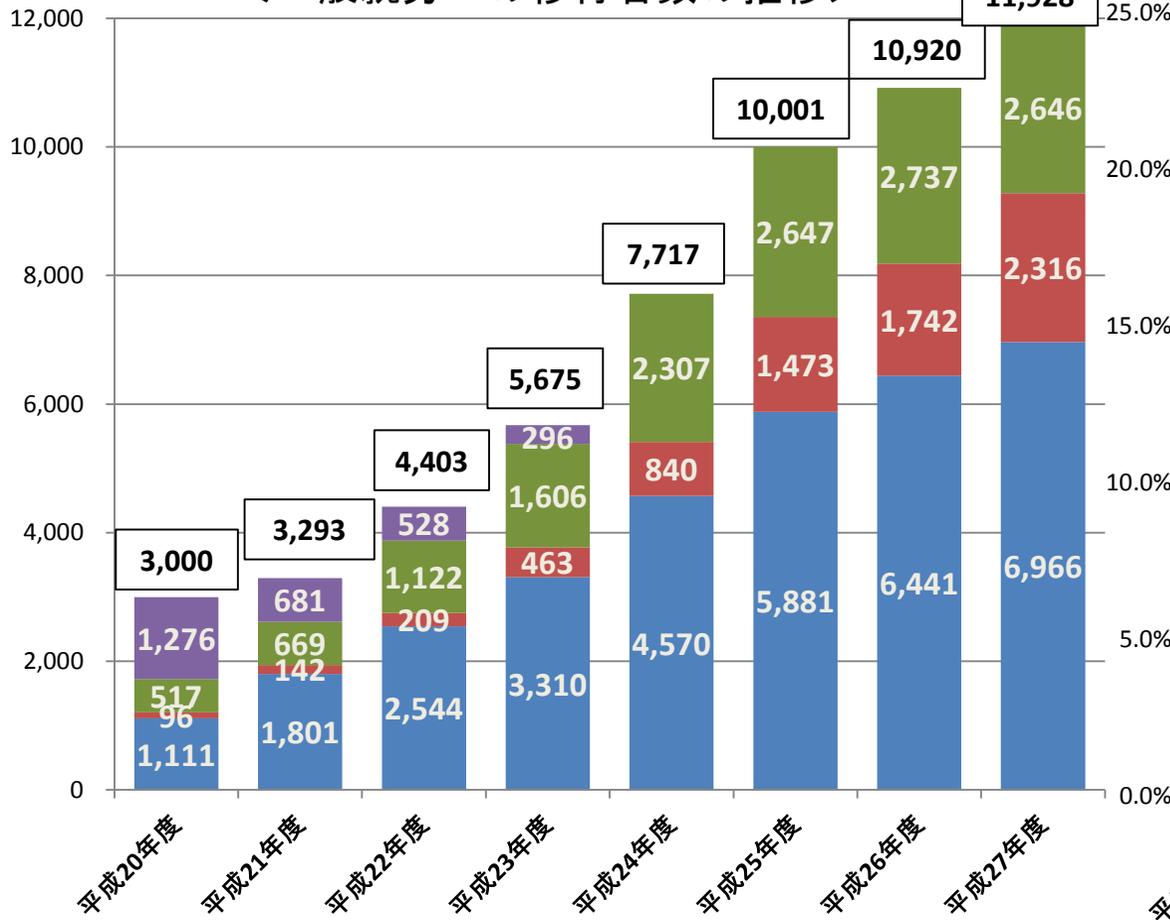
障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業	就労継続支援A型事業	就労継続支援B型事業
事業概要	<p>就労を希望する65歳未満の障害者で、<u>通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者</u>に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。</p> <p>(利用期間:2年) ※ 市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、<u>雇用契約に基づく就労が可能である者</u>に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。</p> <p>(利用期間:制限なし)</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、<u>雇用契約に基づく就労が困難である者</u>に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。</p> <p>(利用期間:制限なし)</p>
対象者	<p>① 企業等への就労を希望する者</p>	<p>① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者</p>	<p>① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p> <p>③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者</p>
報酬単価	<p>711単位(平成27年4月～)</p> <p>※ 利用定員が21人以上40人以下の場合</p>	<p>519単位(平成27年4月～)</p> <p>※ 利用定員が21人以上40人以下の場合</p>	<p>519単位(平成27年4月～)</p> <p>※ 利用定員が21人以上40人以下の場合</p>
事業所数	<p>3,289事業所</p> <p>(国保連データ平成29年5月)</p>	<p>3,681事業所</p> <p>(国保連データ平成29年5月)</p>	<p>10,933事業所</p> <p>(国保連データ平成29年5月)</p>
利用者数	<p>33,010人</p> <p>(国保連データ平成29年5月)</p>	<p>67,830人</p> <p>(国保連データ平成29年5月)</p>	<p>229,275人</p> <p>(国保連データ平成29年5月) ²</p>

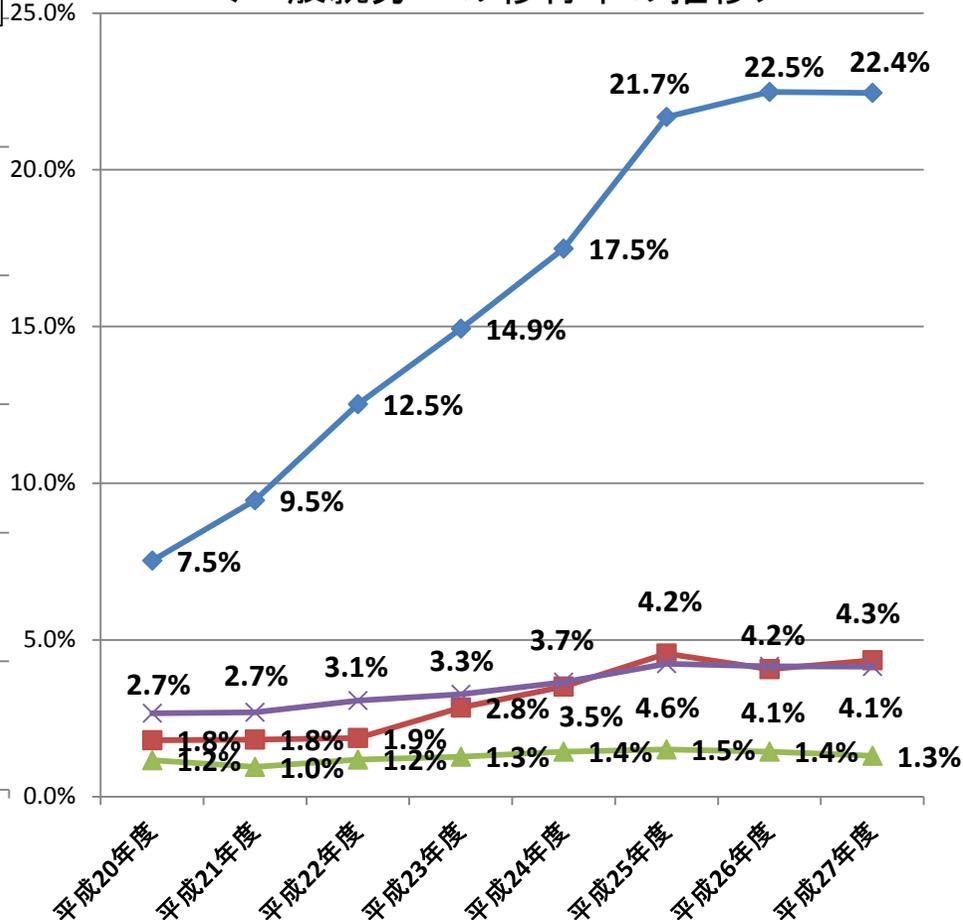
一般就労への移行者数・移行率の推移(事業種別)

- 就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は、毎年増加しており、平成27年度では約1.2万人の障害者が一般企業へ就職している。
- 一方で、一般就労への移行率を見ると、就労移行支援における移行率は大きく上昇しているものの、就労継続支援A型では微増にとどまっており、就労継続支援B型では横ばいとなっている。

＜一般就労への移行者数の推移＞



＜一般就労への移行率の推移＞



【出典】社会福祉施設等調査

【出典】社会福祉施設等調査、国保連データ

在宅での就労移行支援の取扱いについて

在宅利用者に対する支援に係る基本報酬の算定

平成26年度までの取扱い

就労継続支援A型又は就労継続支援B型において、通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者に対して支援を提供した場合であって、一定の要件を満たす場合に基本報酬の算定を認める。

対象に就労移行支援を追加

・平成23年度までは施設外支援として、年間180日を限度として認めていた。
・平成24年度から施設外支援としてではなく、在宅において利用する場合の支援として訪問等の要件を設けて、A型・B型で利用できるようにした。

平成27年度以降の取扱い

就労移行支援又は就労継続支援(A型・B型)において、通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者に対して支援を提供した場合であって、一定の要件を満たす場合に基本報酬の算定を認める。

【基本報酬の算定要件】

- ① 常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。
- ② 1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。
- ③ 緊急時の対応ができること。
- ④ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- ⑤ 事業所職員による訪問又は利用者による通所により評価等を1週間につき1回は行うこと。
- ⑥ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。また、事業所はその通所のための支援体制を確保すること。
- ⑦ ⑤が通所により行われ、あわせて⑥の評価等も行われた場合、⑥による通所に置き換えて差し支えない。

在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業

平成29年度予算額 60,000千円	→	平成30年度要求 45,000千円 (地域生活支援促進事業)	差引増▲減額 ▲15,000千円
-----------------------	---	--------------------------------------	---------------------

目的

仕事をする意欲と能力はあるものの、就労時間や移動に制約があるなどの事情で一般就職や施設利用が困難な障害者もいることから、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制を構築するモデル事業を実施し、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制を構築する。

実施主体・負担割合等

○実施主体：都道府県 ○補助事業者：社会福祉法人等の民間団体 ○負担割合：国 1 / 2、都道府県 1 / 2

事業概要

障害者の在宅就業に関する現状・課題

(障害者の個人事業者への業務発注に関する傾向)

- 障害者への発注は避けたい

(在宅就業の課題)

- 在宅就業という働き方や自分たちの取組が認知されていない
- 登録者のスキルが不足している

(在宅就業を希望する理由)

- 体調などが変わりやすく、仕事量の調整などをしなければならないが、会社の仕事では在宅でもそれが難しいと思う

課題等への対応
(モデル事業の実施)

地域の実情に応じたモデル事業の実施

都道府県

補助



- 関係者による検討会
- ニーズ調査や実態調査等を実施

- 企業への普及・啓発
- 相談支援
- 発注企業の開拓

企業



- ICTネットワークの構築

企業から発注された仕事のマッチング

在宅障害者



- ICT技術等のスキルアップ支援

事業評価・検証